

燃料（プロパンガス）供給単価契約書
（長期継続契約）

沖 縄 県 立 中 部 病 院
業者名：

燃料（プロパンガス）供給単価契約書

購入者 沖縄県立中部病院 院長 天願 俊穂（以下「甲」という。）と
供給者 （以下「乙」という。）

との間に、燃料（プロパンガス）の供給に関し、次の条項により単価契約を締結する。

第1条 品名、規格及び契約単価は次のとおりとする。

品名	単位	契約単価	摘要
プロパンガス	1 m ³	円	消費税抜き

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日（長期継続契約）
契約期間中に翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、当該契約を解除とする。

第3条 乙は、甲からガス設備故障の通知を受けた場合は、速やかに修理を行わなければならない。そして常に安全の面に万全を期して定期的に点検を行うものとする。

第4条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

第5条 乙は、物品を納入しようとするときは、品質、規格、数量等について甲の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した物品は乙において甲の指定する期限内にこれを良品と取り替え、前項の規定に準じて再検査を受けなければならない。

3 前項の取り替えによって生ずる損害は、すべて乙の負担とする。

第6条 乙は、契約物品を納入した分に対し、1ヶ月毎に取りまとめて、その代金を請求する。請求にあたっては、納入毎の数量を1ヶ月分取りまとめ、総数量に単価を乗じて算出するものとする（円未満切捨）。

甲は、適法な請求書を受理した日から起算して特別の理由による以外30日以内に代金を支払うものとする。

第7条 乙は、社会的に経済情勢が大きく変動し著しい価値の変動があると認めた場合は、その改訂方について文書で1ヶ月前に甲へ通知するものとする。

2 甲は、前項の通知を受け、その必要を認めたときは、甲乙協議の上解決にあたるものとする。

第8条 乙の責に帰すべき理由により契約が履行されないため甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第9条 甲は、乙が次の事項に該当するときは、この契約を解約することができる。

(1) 第5条の規定に違反したとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められたとき。

第10条 この契約に関して疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項については甲乙協議のうえ処理するものとする。

第11条 消費税額は消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づきその月請求額に100分の10を乗じて得た額（円未満切捨）とする。

第12条 契約保証金は契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の10/100以上とする。（ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項各号のいずれかに該当する場合は免除とする）

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

1 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。であると認められるとき。

2 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

4 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

6 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手が前各号のいずれかに該当することを知りながら当該者と契約をしたと認められるとき。

7 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(不当介入の拒否)

第14条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員等から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

上記契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281 番地
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊穂

乙